

企画総務委員会記録

- 1 日 時 令和2年3月6日(金)
午前 9時58分 開会
午前10時37分 閉会
- 2 場 所 第2委員会室
- 3 出席委員 委員長 永 易 英 寿 副委員長 越 智 克 範
委員 井 谷 幸 恵 委員 篠 原 茂
委員 藤 原 雅 彦 委員 伊 藤 優 子
委員 山 本 健十郎
- 4 欠席委員 な し
- 5 説明のため出席した者
・副市長 寺 田 政 則
・企画部
部長 鴻 上 浩 宣 総括次長(地方創生推進
監・地方創生推進課長) 佐 薙 博 幸
次長(総合政策課長) 河 端 晋 治 財政課長 木 俵 浩 毅
・総務部
部長 岡 松 良 二 総括次長(人事課長) 高 橋 正 弥
債権管理課長 近 藤 弘 二
・消防本部
消防長 毛 利 弘 総括次長(予防課長) 藤 田 佳 夫
総務警防課長 中 川 雅 彦 予防課主幹 高 橋 茂 雅
総務警防課主幹 後 田 武
・市民部
市民課長 酒 井 千 幸
- 6 委員外議員 な し
- 7 議会事務局職員出席者
事務局長 岡田 公央 主任 村上 佳史
- 8 本日の会議に付した事件

別紙付託案件表のとおり

9 会議の概要

○ 開 会 午前9時58分

●永易委員長：開会挨拶

○寺田副市長：挨拶

◎消防関係（消防その他関係者）

◇議案第4号 新居浜市水防協議会条例の制定について

○中川総務警防課長：説明

< 質 疑 >

●篠原委員：制定理由と新しく何が変わったのかを教えてください。

○中川総務警防課長：制定理由については、水防法では水防協議会について必要な事項を条例で定めていることを踏まえて、組織機構の見直しに伴い、令和2年度からこれまで消防本部が所管していた水防に関する事務を災害対策本部を所管する危機管理課へ移管することから、これらの事務移管と現行の水防条例との整合性を図るため、条例を見直す中で新居浜市水防条例を廃止することとし、必要な条文整備を行い、新たに新居浜市水防協議会条例を制定するものである。次に今回の条例で新しく加わった項目としては、これまでの水防条例においては、水防協議会の設置、組織及び委員については定められていたが、今回制定する水防協議会条例では、これらに加えて水防協議会の所掌事務、委員の任期、会議の招集などについて定めるもののほか、水防協議会の運営に関し必要な事項を定めることとしている。

●井谷委員：第3条の水防関係団体とはどのような団体があるのか。また、学識経験者とはどういった方なのか。

○中川総務警防課長：水防関係団体としては、新居浜建設業協同組合の理事長、管工事業協同組合の理事長を指している。このほか、NTT、四国電力の関係者も含まれる。次に学識経験者としては、市議会議長、市議会環境建設委員長及び副委員長などを含んでいる。

< 討 論 > な し

< 採 決 > 全会一致 原案可決

◇議案第6号 新居浜市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

○酒井市民課長：説明

○藤田消防本部総括次長（予防課長）：説明

< 質 疑 >

●藤原委員：圧縮水素自動車燃料装置用容器とは、どのような容器か。トヨタのミライやホンダのクラリティといった水素自動車についている容器のことか。また、これらの容器を新居浜で製造しているところはあるのか。

○藤田消防本部総括次長（予防課長）：圧縮水素自動車燃料装置用容器とは、トヨタのミライなどの水素自動車の燃料容器を含み、ほかに水素燃料電池式産業用フォークリフトで使用する容器等がある。また、圧縮水素自動車燃料装置用容器には、繊維強化プラスチック製の複合容器と鋼製の継ぎ目なし容器がある。なお、今回の対象となる容器の製造事業者は本市にはないので、容器検査等の対象はないと考えている。

< 討 論 > な し

< 採 決 > 全会一致 原案可決

◇議案第17号 新居浜市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○中川総務警防課長：説明

< 質 疑 >

●藤原委員：新居浜市内の消防団の総員は何人か。

○中川総務警防課長：令和2年3月1日現在で716人である。

●藤原委員：機能別消防団が発足した場合、消防団員はどれくらいふえると予測しているのか。

○中川総務警防課長：今取り組みを進めているのは、大島地区の住民に特定の任務として地域の初期消火を主に活動してもらうことを考えている。住民説明会の中では20名ほどの加入意思を聞いている。このほか、新居浜高専の方に学生消防団員として広報活動、応急手当などを行ってもらうことについて新居浜高専と協議を進めていることから、20名、30名程度はふえると見込んでいる。

●藤原委員：松山市では大学生や郵便局員なども機能別消防団となっているが、新居浜市としては大島、高専という形で限定するのか。郵便局などの市内の事業所に声をかけて作っていくことについてはどう考えているのか。

○中川総務警防課長：松山市では事業所の方に対しても勤務内での消防団活動をお願いしているようであるが、本市では基本団員がふえることを優先しているため、地域的に少ないところを重点的にということで機能別を当て、地域の防災力の向上に努めたいと考えている。基本的には基本団員をふやすということであるので、今のところ事業所までは検討していない。

●伊藤委員：なぜ機能別消防団員制度を導入することになったのか。団長が定める特定の任務に従事する団員とあるが、団長が本当に定められるのか。

○中川総務警防課長：機能別消防団員の背景については、南海トラフ巨大地震などの大規模災害

発生時にはマンパワー不足が懸念され、また地域の防災のかなめである消防団員が減少傾向にあることから、人材確保の取り組みとして消防庁が平成17年に機能別消防団員制度という国の方針を出している。これは南海トラフ等々の大規模災害を想定されてのことである。次に消防団長が定める特定の任務については、時々で定めるものではなく、大島地区や高専生など、あらかじめその方々の役目を定め、任務を限定してやっていただくという認識である。

●山本委員：消防団員数については、当面は定員をふやさないというような話だったと思うが、機能別団員も含めて、716人からふやしていくのか。また、機能別消防団員の報酬は考えているのか。

○中川総務警防課長：消防団員の定数は条例で792人と定めていることから、その範囲の中で対応したい。機能別消防団員の年額の報酬は9,100円である。そのほか、訓練・出動手当は、基本団員と同額を支給することになっている。

●篠原委員：9,100円という報酬額の算定根拠はどうか。

○中川総務警防課長：報酬額を決めるに当たり、既に導入されている近隣の消防本部の報酬額を参考としている。西条市、四国中央市が団員の年報酬の3分の1の額と定めていたことから、本市としても、基本団員の2万7,400円の3分の1という額に定めている。

< 討 論 > な し

< 採 決 > 全会一致 原案可決

休憩 午前10時18分／再開 午前10時19分

◎総務部関係（総務部その他関係者）

◇議案第5号 新居浜市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○高橋総務部総括次長（人事課長）：説明

< 質 疑 > な し

< 討 論 > な し

< 採 決 > 全会一致 原案可決

◇議案第7号 新居浜市債権管理条例の一部を改正する条例の制定について

○近藤債権管理課長：説明

< 質 疑 >

●井谷委員：私債権とはどのようなものか。

○近藤債権管理課長：公債権と私債権の区別については、公債権とは条例や法律にのっとった公の債権であるが、私債権とは条例や法律ではなく、民法に規定するお互いの契約によって成り立つ債権のことで民法に即した債権である。

●井谷委員：今までとはどう違うのか。

○近藤債権管理課長：例えば水道料金であれば契約書によって、水を与えるかわりに対価を受け取るということで、契約書の中に滞納したときの延滞金の額がパーセントで決まっているが、定めがない場合は、民法第404条に定める法定利率を適用する旨を第10条に追加することが一番大きな改正である。

●藤原委員：法定利率は何%か。

○近藤債権管理課長：3月31日までが5%で、新民法となる令和2年4月1日から3%になる。

< 討 論 > な し

< 採 決 > 全会一致 原案可決

休憩 午前10時25分／再開 午前10時27分

◎予算議案（企画部その他関係者）

◇議案第29号 令和元年度新居浜市一般会計補正予算（第5号）

○木俣財政課長：説明

< 質 疑 >

●山本委員：消火栓の数が確定したということだが、消火栓布設負担金の内容についてももう少し詳しく説明してほしい。

○木俣財政課長：水道工事に伴い、消火栓の位置を変えたり、新しい消火栓を設置したりするが、令和元年度の水道工事に伴う消火栓の設置数が8個と確定したことから、市から工事を行う上下水道局に対し、布設に伴う経費を負担金として支出することである。

●藤原委員：三世代同居促進事業費の繰り越しとはどういうことか。

○木俣財政課長：申請自体は先にいただいているが、三世代同居に関する住宅の新築やリフォームが対象になるため、それが完成して額を支払うのが翌年度になってしまうということである。

●越智副委員長：実際に寄附金はどういう方からどういう形でいただいているのか。

○木俣財政課長：今回に関しては、教育に使ってほしいということで篤志家の方から1億円の寄附をいただき、それを積み立てるということである。それ以外では、例えば地域福祉基金への寄附だと、市内の企業などがイベントを行い、そこで募った寄附を福祉に役立ててほしいということでもいただいたりしたという事例もある。

●藤原委員：篤志家の方が1億円を寄附したということだが、市内の方かそれとも市外の方か。

○木俣財政課長：市内の方である。

●井谷委員：財産収入とあるが、詳しい説明をお願いしたい

○木俣財政課長：いろいろな基金があるが、基金を定期預金に預けたり、国債などを購入して、その運用に伴って得られた利息や、債権であれば売却益など、そういったものを財産運用収入ということで挙げており、合計が2,098万2,000円となっている。

< 討 論 > な し

< 採 決 > 全会一致 原案可決

○ 閉 会 午前10時37分 閉会

企画総務委員会付託案件表

令和2年3月6日

○消防関係（消防その他関係者）

議案第 4号 新居浜市水防協議会条例の制定について

議案第 6号 新居浜市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

議案第17号 新居浜市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○総務部関係（総務部その他関係者）

議案第 5号 新居浜市職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 7号 新居浜市債権管理条例の一部を改正する条例の制定について

○予算議案（企画部その他関係者）

議案第29号 令和元年度新居浜市一般会計補正予算（第5号）

第1表	歳入歳出予算補正中	ページ
歳入	全部	2・12~16
歳出	第2款 総務費	3・17~19
	〔 第1項 総務管理費 15目 市民活動費、 18目 災害対策基金費 を除く 〕	
	第9款 消防費	3・25
第2表	繰越明許費補正 追加	
	第2款 総務費	
	第1項 総務管理費 三世代同居促進事業費	4